

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		
		平成25年	平成24年	前年増減数
一般行政部門	正式任用	3,052	3,035	17
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	3	3	0
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,055	3,038	17
教育・警察部門	正式任用	10,014	10,115	▲ 101
	再任用職員(常勤)	23	18	5
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,037	10,133	▲ 96
公営企業等会計部門	正式任用	105	105	0
	再任用職員(常勤)	1	1	0
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	106	106	0
合 計		13,198	13,277	▲ 79

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成25年度)

職 種	採 用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	139	92	17	16	17	142
医 療 職	13	2	1	0	18	21
技能労務職	0	6	2	2	0	10
教 育 職	154	181	74	43	48	346
公 安 職	82	41	6	14	25	86
合 計 (構成比%)	388	322 (53%)	100 (17%)	75 (12%)	108 (18%)	605 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成25年4月1日現在、公安職については平成25年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		39	156	362	
医 療 職				10	
技能労務職				3	
教 育 職			65	83	
公 安 職		8	13	142	
合 計		47	234	600	

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成24年		
一 般 行 政 部 門	議会	22	22	0	事務・事業の見直し等 総合県税事務所の業務体制の強化 業務執行体制の強化 業務執行体制の強化 業務執行体制の強化
	総務企画	587	590	▲ 3	
	税務	101	100	1	
	民生・衛生	802	786	16	
	商工・労働	271	270	1	
	農林水産	706	706	0	
	土木	566	564	2	
小 計	3,055	3,038	17		
教 育 ・ 警 察 部 門	教育	8,113	8,201	▲ 88	児童生徒数の減に伴う教職員数の減等 退職者の増加等
	警察	1,924	1,932	▲ 8	
	小 計	10,037	10,133	▲ 96	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	0	0	0	
	企業局	106	106	0	
	小 計	106	106	0	
合 計		13,198	13,277	▲ 79	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。
引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
平成25年度	H26.3.31 844,594人	489,062,961	4,816,343	114,155,417	23.3%

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度	13,221	56,953,682	10,490,840	20,070,606	87,515,128	6,619

- ※1 職員手当には退職手当を含まない。
- ※2 給与費は当初予算に計上された額
- ※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	平成25年4月1日				
	指数	参考値	(参考) 全国県平均	指数	参考値
山梨県	108.3	100.1		107.4	99.3

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較算出したもの。
国を100としている。
「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	339,136円	417,943円	43.2歳	378,932円	422,744円	44.9歳	322,434円	432,379円	39.0歳

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当(期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。)を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	山梨県		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	178,800円	190,300円	163,987円	175,414円
	高校卒	144,500円	154,400円	133,418円	141,417円
教育職 (小中学校)	大学卒	199,700円	212,300円	—	—
	高校卒	154,900円	168,300円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	199,700円	212,300円	—	—
	高校卒	154,900円	168,300円	—	—
公安職	大学卒	204,500円	217,200円	190,460円	202,840円
	高校卒	172,000円	185,300円	153,797円	165,415円

※ 国では、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間は給料の特例減額措置を実施。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	263,431円	313,649円	361,270円
	高校卒	219,775円	260,720円	317,225円
教育職	大学卒	304,450円	354,608円	388,731円
	高校卒	226,824円	238,680円	349,752円
公安職	大学卒	283,306円	336,714円	384,215円
	高校卒	251,300円	300,014円	350,965円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
9級	部長	15	0.4%	14	0.4%	15	0.4%
8級	次長	54	1.6%	50	1.5%	67	1.9%
7級	課長・参事	77	2.3%	81	2.4%	69	2.0%
6級	課長・主幹	848	24.8%	834	24.5%	764	21.9%
5級	課長補佐	450	13.1%	425	12.5%	411	11.8%
4級	主査・副主査	862	25.2%	921	27.0%	1,017	29.2%
3級	主任	511	14.9%	529	15.5%	601	17.3%
2級	主事・技師	333	9.7%	300	8.8%	360	10.3%
1級	主事・技師	274	8.0%	254	7.4%	180	5.2%
一般行政職職員数		3,424	100.0%	3,408	100.0%	3,484	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 ※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

(平成25年度)

区分	山 梨 県			国		
	(平成25年度支給割合)			(平成25年度支給割合)		
期末手当	6月期	1.225月分 (0.65)月分	勤奨手当 0.675月分 (0.325)月分	6月期	1.225月分 (0.65)月分	勤奨手当 0.675月分 (0.325)月分
	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.675月分 (0.325)月分	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.675月分 (0.325)月分
	計	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	計	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	~H25.9.30 23.03月分 H25.10.1~ 21.62月分	28.7875月分 27.025月分	勤続20年	~H25.9.30 23.03月分 H25.10.1~ 21.62月分	28.7875月分 27.025月分
	勤続25年	~H25.9.30 32.83月分 H25.10.1~ 30.82月分	38.955月分 36.57月分	勤続25年	~H25.9.30 32.83月分 H25.10.1~ 30.82月分	38.955月分 36.57月分
	勤続35年	~H25.9.30 46.55月分 H25.10.1~ 43.7月分	55.86月分 52.44月分	勤続35年	~H25.9.30 46.55月分 H25.10.1~ 43.7月分	55.86月分 52.44月分
	最高限度額	~H25.9.30 55.86月分 H25.10.1~ 52.44月分	55.86月分 52.44月分	最高限度額	~H25.9.30 55.86月分 H25.10.1~ 52.44月分	55.86月分 52.44月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
	退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無	
	1人当たり平均支給額	4,332千円	24,222千円	1人当たり平均支給額	4,332千円	24,222千円

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (25年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		34.2%
	支給職員1人当たり平均支給年額		98,340円
	手当の種類(手当数)		33
手 当 の 名 称			
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当			

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支給総額	2,113,525千円
	職員1人当たり支給年額	356千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の 加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び 祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を 超える家賃を負担している職員 ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て	1 国と同じ

	2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額	2 国と同じ
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 ※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定 <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～53,520円(81km以上は、54,858円が限度額) ・自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～37,464円(60km以上は40,140円が限度額) ・自転車 2km以上2,000円(定額) <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給 ※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給(限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～23,600円(60km以上は24,500円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況(平成25年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	高等学校教育職	小・中学校教育職
A	385,580 円	B	381,231 円	C	339,184 円	110.0	107.6
	45.3 歳		43.7 歳		43.1 歳		

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	790,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(平成25年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1. 4月分
	公営企業管理者	12月期 1. 55月分
	教 育 長	計 2. 95月分
	議 長	(平成25年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1. 4月分
議 員	12月期 1. 55月分	
		計 2. 95月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額 (円) × 在職月数 × 52 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× × 38 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× × 24 / 100 (同一職通算)
		× × 23 / 100 (同一職通算)

※ 知事等については、給料等の特例減額措置を実施しており、給料等に以下の割合を乗じた額を、給料等から減額している。

- ・平成23年10月1日から平成27年3月31日まで
知事：10% 副知事、公営企業管理者、教育長：7%
- ※ ただし、上記期間のうち、平成25年7月1日から平成26年3月31日までは、
知事：20% 副知事、公営企業管理者、教育長：15% 削減
- ・平成22年12月1日から平成25年6月30日まで
議長：5% 副議長：4% 議員：3%
- ・平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
議長：10% 副議長：9% 議員：8%
- ・平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
議長：5% 副議長：4% 議員：3%

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成25年1月1日～平成25年12月31日の平均使用日数

知事部局：10.9日 教育委員会（県立学校教員含む）：11.0日
警察部局：5.0日 企業局：14.7日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成25年度)

	平成25年度の取得者数		平成25年度中に新たに取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)		
	育児休業	部分休業	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
男性職員	2		330		
女性職員	186 273	30 8	186	186	0
合 計	188 273	30 8	516	186	0

※ 「平成25年度の取得者数」欄の上段は、平成25年度に新たに取得した者、下段は、平成24年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成25年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成24年度以前に取得可能となり平成25年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成25年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成25年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		合 計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	2	2	1	1	
女性職員	10	10	10		
合 計	12	12	11	1	

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成25年4月1日～平成26年3月31日) (単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		142		142	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成25年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			142		142	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			142		142	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成25年4月1日～平成26年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
6	2	0	0	8

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	4	1			5
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	2	1			3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	6	2			8

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成25年度)

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

教 育 長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成25年度)

任命権者	件 数
知 事	6
教 育 長	7
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合 計	13

6 研修

(1) 研修実績

(平成25年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	96	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	—
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	257
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	197
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	844
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	309
	特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	429	
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	33		

7 勤務成績の評定の概要

知 事 部 局 : 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会 : 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警 察 部 局 : 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企 業 局 : 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成25年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催(知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医(内科・精神科医師)による、定例の健康相談を開催
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置(知事部局、警察部局及び企業局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成25年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,987人 教育委員会：1,416人 警察部局：993人 企業局：57人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：952人 教育委員会：1,015人 警察部局：910人 企業局：44人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラスマ等	知事部局：420人 教育委員会：71人 警察部局：282人
特定業務従事者健康診断	深夜業務(午後10時～午前5時の業務)及び「ホルムアルデヒド」取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：115人 警察部局：450人 企業局：13人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展(知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立図書館イベントスペース他	地方職員共済組合山梨県支部	4,130人	平成26年1月22日 ～1月26日	来場者数 466人 出品点数 290点	530,050円
元気回復事業(教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	コラニー文化ホール他	(財)山梨県教職員互助組合 (財)山梨県高等学校教職員互助会	5,091人 2,230人	平成25年4月10日 ～ 平成26年3月31日	参加者数 延 6,119人	11,787,000円 10,905,000円
職員・家族文化展(警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	1,971人	平成26年1月16日 ～1月21日	来場者数 606人 出品点数 53点	295,035円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局を、(警)とは警察部局をいう。

● 平成二十五年度的における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）
第四条の規定により人事委員会から平成二十五年度的における人事委員会の業務の状況に
ついて報告があつたので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月12日	5月25, 26日	7月8, 9日	7月26日
上 級	6月30日	[1回目] 7月14日 [2回目] 8月3~11日	8月29~31日	9月6日
初級・学校職員	9月29日	[1回目] 10月20日 [2回目] 11月 7日	—	11月15日
民間企業等 職務経験者	9月22日	[1回目] 10月20日 [2回目] 11月 2日	11月24日	11月29日
警察官(第2回)	9月22日	10月5, 6日	11月18, 19日	11月29日

イ 実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	51	497	342	68.8	266	51	6.7
上級	109	1,120	902	80.5	333	114	7.9
初級	5	47	41	87.2	18	7	5.9
学校職員	6	282	235	83.3	26	8	29.4
民間企業等 職務経験者	4	42	28	66.7	18	4	7.0
警察官 (第2回)	40	425	281	66.1	188	40	7.0
合 計	215	2,413	1,829	75.8	849	224	8.2

(2) 採用選考の実施状況

① 身体障害者を対象とした選考試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
身障者選考	9月29日	10月30日	—	11月15日

イ 実施状況

種 類	採用予定数	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
身障者選考	3	9	9	100.0	8	2	4.5

② その他の選考試験の実施状況

職 種		採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
職業訓練（機械）	1回目	1	1	1	0
	2回目		1	1	1
獣医師（衛生）	1回目	1	1	0	0
	2回目		2	2	0
獣医師（農政）	1回目	3	6	2	2
	2回目		2	2	1
ヘリコプター操縦士		2	17	2	1

③ その他の採用選考の実施状況

一 般 職 員						警 察 官		
職	部局	部局				計		警察 本部
		知 事	教 育 委員会	警 察 本部	その他			
部長及びその相当職		2				2	警 視	2
課長及びその相当職		4	3			7	警 部	7
課長補佐及びその相当職			21			21	警部補	2
係長及びその相当職			5			5	巡査部長	2
上記以外		13	2			15	巡査	3
合 計		19	31			50	合 計	16

(3) 任期付職員の承認

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	企画県民部 情報政策課	情報システム専門監	平成26年4月1日 ～平成29年3月31日	採用
知 事	観光部	観光推進監	平成26年4月1日 ～平成28年3月31日	任期 更新

(4) 昇任試験の実施状況

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）	/	/	146	32	32	20
警部（専門）			25	7	7	3
警部補（一般）			151	56	55	37
警部補（専門）			3	2	2	1
巡査部長（一般）	366	111	134	83	83	62
巡査部長（専門）	/	/	8	3	3	2

(5) 昇任選考の実施状況

一般職員						警察官		
職	部局	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	警察本部	
部長及びその相当職		27	3		6	36	警視	23
課長及びその相当職		38	27	3	1	69	警部	10
課長補佐及びその相当職		200	27	14	11	252	警部補	18
係長及びその相当職		141	28	11	5	185	巡査部長	1
上記以外		72	7	3	1	83	巡査	
合計		478	92	31	24	625	合計	52

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
385,513円	383,297円	2,216円 (0.58%)
	<減額措置前の額> 385,486円	27円 (0.01%)

イ 公民特別給の較差

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.07月分下回った。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
3.88月	3.95月

ウ 改定の内容

- ・月例給 公民較差(27円、0.01%)が僅かで均衡していることから改定なし
- ・特別給 民間の特別給の支給割合(3.88月)との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.05月分引き下げ
年間支給月数 3.95月分 → 3.90月分

エ 給与構造改革における経過措置額の廃止

- ・国は、平成26年3月末に廃止し、この廃止に伴って生ずる原資については、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復に充てることとした。本県においても、経過措置額対象者への影響に配慮しつつも、給与制度の総合的見直しが行われ、新たな給与制度が導入されるまでには、経過措置額を廃止し、併せて、昇給回復の措置を実施することが適当であるとした。

オ 昇給制度の改正

- ・人事院が昨年指摘した50歳台後半層における官民の給与差に係る課題は、本県においても対処すべき課題と認められるため、国が平成26年1月から実施予定の昇給抑制に準じた改正を行うことが適当であるとした。

カ その他の給与上の課題

- ・人事院は、俸給表構造や諸手当のあり方を含め、給与制度を総合的に見直していくこととした。今後、地方公務員の給与制度についても大きな見直しが見込まれることから、本県においても国や他の都道府県の対応状況に留意する必要があるとした。
- ・再任用職員の給与について、人事院は、具体的な実態を把握した上で必要な検討を進めていく方向とされているため、国や他の都道府県の動向等に留意しながら、引き続き研究・検討を進めていくこととした。

キ 給与勧告措置の要請

・人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するもの。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請。

(2) 勧告

- ① 勧告日 平成 25 年 10 月 11 日
 実施時期 平成 25 年 12 月 1 日
 ただし、平成 26 年 6 月期以降の期末手当の支給割合については
 平成 26 年 4 月 1 日

② 勧告内容

ア 期末手当

*平成 25 年 12 月期 (△0.05 月)

一般職員	1.375 月 → 1.325 月
〈特定幹部職員〉	1.175 月 → 1.125 月
再任用職員	0.8 月 → 0.75 月
〈特定幹部職員〉	0.7 月 → 0.65 月
特定任期付職員	1.55 月 → 1.5 月

*平成 26 年以降	6 月期(△0.025)	12 月期(△0.025)
一般職員	1.225 月 → 1.2 月	1.375 月 → 1.35 月
〈特定幹部職員〉	1.025 月 → 1.0 月	1.175 月 → 1.15 月
再任用職員	0.65 月 → 0.625 月	0.8 月 → 0.775 月
〈特定幹部職員〉	0.55 月 → 0.525 月	0.7 月 → 0.675 月
特定任期付職員	1.4 月 → 1.375 月	1.55 月 → 1.525 月

イ 給与構造改革における経過措置額

給与構造改革における経過措置額については廃止し、廃止に伴って生じる原資については、給与構造改革期間（平成 18 年度～平成 22 年度）中抑制されてきた昇給の回復に充てる。

③ 平均給与年額（新卒採用者を除く）

	平均年間給与額 勧告後 (H)	平均年間給与額 勧告前 (I)	増加(減少)額 (J) (H)-(I)	増加(減少)率 (J)/(I)×100
減額措置後 (実支給額)	6,193,000 円	6,213,000 円	△20,000 円	△0.32%
減額措置前	6,219,000 円	6,239,000 円	△20,000 円	△0.32%

※ 年間給与は、4 月の給与月額を基本に試算したもの。

(3) 公務運営に関する報告

- ア 有能な人材の確保・育成
 イ 能力・実績に基づく人事管理
 ウ 職員の勤務環境の整備
 ・時間外勤務の縮減
 ・年次有給休暇の取得促進
 ・業務量に応じた職員配置
 ・職員の健康管理
 エ 服務規律の確保
 オ 雇用と年金の接続
 カ その他公務運営上の課題

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰越	新 要 規 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与									
旅費									
勤務時間									
休暇									
執務環境									
厚生福利									
転任									
任用									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰越	新 要 規 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給								
	降任								
	休職								
	分限免職								
懲 戒 処 分	戒告								
	減給								
	停職								
	懲戒免職								
転 任									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

5 苦情相談の状況

区分	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	厚 生・ 福祉関係	公平審査 関係	セクハラ・ パワハラ・ いじめ関係	合計
件数	1	1	0	0	0	1	3

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県税務システム用サーバ機器等の更改に伴うシステム移行業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部税務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十六年八月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- (二) 住所 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 五 契約金額 九千五百四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県税務システムの維持管理業務の受託者であり、当該システムに含まれる著作権を有する者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当）

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年一月二十九日まで縦覧に供する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社トリア紡コーポレーション 代表取締役 長井渡

2 住所 大阪府大阪市中央区城見一丁目二番二十七号クリスタルタワー十八階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フレスポ甲西

(二) 所在地 山梨県南アルプス市西南湖字廻り木三百四十一番地一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
クレッセ甲西	フレスポ甲西

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社エムエル 代表取締役 望月茂光	山梨県南アルプス市西南湖三百四十一番地二
株式会社クスのリ 代表取締役 樋口俊英	山梨県甲府市後屋町四百五十二番地
株式会社リプロ 代表取締役 三浦正一	東京都豊島区東池袋四丁目二十三番十五号 第二キンズメンビル三・四階
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

3 変更の年月日

平成二十六年六月二十日

三 届出年月日

平成二十六年八月七日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年一月二十九日まで縦覧に供する。
 平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社トーア紡コーポレーション 代表取締役 長井渡

2 住所

大阪府大阪市中央区城見一丁目二番二十七号クリスタルタワー十八階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フレスポ甲西

(二) 所在地 山梨県南アルプス市西南湖字廻り木三百四十一番地一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	一 株式会社エムエル 1 開店時刻 午前十時 2 閉店時刻 午後七時 二 有限会社深沢商事 1 開店時刻 午前十時 2 閉店時刻 午後八時 三 株式会社クスリのサンロード 1 開店時刻 午前十時 2 閉店時刻 午後八時 四 株式会社よむよむ 1 開店時刻 午前十時 2 閉店時刻 午後九時四十五分 五 株式会社アイトピア	一 株式会社エムエル 1 開店時刻 午前十時 2 閉店時刻 午後七時 二 株式会社クスリのサンロード 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後九時四十五分 三 株式会社リプロ 1 開店時刻 午前十時 2 閉店時刻 午後九時四十五分 四 マックスバリュ東海株式会社 1 開店時刻 午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後九時四十五分まで	午前六時三十分から午後十時まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	一 位置 届出の図面のおり 二 利用することのできる時間帯 午前十時から午後六時まで	一 位置 届出の図面のおり 二 利用することのできる時間帯 午前六時から午後九時まで
1 開店時刻 午前十時 2 閉店時刻 午後八時 六 株式会社ディーン 1 開店時刻 午前九時三十分 2 閉店時刻 午後八時	1 開店時刻 午後九時三十分 2 閉店時刻 午後九時四十五分	

3 変更する年月日

平成二十六年九月五日

三 届出年月日

平成二十六年八月八日

● 平成二十六年後期技能検定の実施に係る公告の訂正

平成二十六年九月一日付山梨県公告（平成二十六年後期技能検定の実施）四（一）中「一級、二級及び三級（②）に該当する者を除く。」を受検する者」とあるのは「②に該当する者以外の者」の誤りにつき訂正する。
 平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県学校職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県学校職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第六中「一・二五」を「一」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第二条 特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表中「六千四百円」を「八千円」に、「六千円」を「七千五百円」に、「三千四百円」を「四千二百五十円」に、「二千四百円」を「三千円」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年九月二十九日

山梨県警察本部長 飯利雄彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 IC 運転免許証申請者用確認端末

(二) 数量 二十組

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部交通部運転免許課

(二) 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 NTTファイナンス株式会社 東京営業部長 川上 正
- (二) 住所 東京都港区芝浦一丁目二番一号 シーバンスN館十二階
- 五 落札金額 千九百九十三万八千九百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年七月十七日